

2015年12月11日

一般社団法人全国地方銀行協会
会長 寺澤 辰麿 殿

全国金融労働組合連合会
中央執行委員長 中島 康隆

要 請 書

貴職のご活躍に敬意を表しますとともに、日頃のご協力に感謝申し上げます。

9月24日、安倍首相はアベノミクスを「第2ステージ」へ進めると宣言し、新しい「3本の矢」を発表しました。それにより日本を「1億総活躍社会」にすると表明しています。しかし、第1ステージでは消費増税や円安により多くの国民や中小企業の負担が増えたため国内経済は冷え込み、2014年度の実質GDPはマイナス0.9%と政府経済見通しのプラス1.4%を大幅に下回るなど、決して成功したと評価できません。第1ステージの「失敗」を受け、早くも第2ステージを危ぶむ声が経済の専門家から出されています。

地域経済の疲弊が改善せず、人口減少にも有効な打開策が打たれないままでは、地域金融機関の将来に展望はありません。そうしたなかでの地域金融機関の統合・再編は、さらに地域を疲弊させる「負のスパイラル再編」とも言えるものです。さらに、労働法制の改悪が進められれば、自らの処遇改善とも相まって、顧客サービスの低下など地域金融機関本来の役割である「地域への貢献」が置き去りにされかねません。

私たち金融労連は、労働者の生活と権利を守ることが地域金融機関を健全で民主的に発展させ、ひいては「地域への貢献」をもたらすものと確信しております。貴協会におかれましても私たちの主旨をお汲み取りいただき、ご協力いただけるよう要請します。

記

1. 「平成27事務年度金融行政方針」について、地域金融機関が「地域への貢献」という使命を果たせるような内容に修正されるよう、政府・金融庁へ意見具申されること。
また、現在の役務収益依存型経営からの脱却するために、実のある地方創生となるよう政府に働きかけられること。
2. 経費削減のためとする個別経営による人員削減は「顧客サービスの低下」を招き、顧客からの苦情となって金融機関の地域密着を阻害しています。適正人員の確保について何らかの啓蒙をされること。
3. 「2」と同じ理由で、労働法制の変更が地域金融機関の本来の役割を阻害すると思われる部分については、政府・厚生労働省へ意見具申されること。
4. 金融商品取引法を完全遵守させるため、罰則強化など関係当局に法違反への厳正な対応を求められること。
5. 労働安全衛生法改正によって本年12月から事業者には実施が義務付けられるストレスチェックに関して、個人情報保護を徹底するとともに人事考課に反映させるようなことがないよう啓蒙されること。
6. 12月30日の休日化に向けて関係当局に働きかけられること。

以 上